



「健康徳島21（第三次）（素案）」について 県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、健康増進法第8条に基づき、県民の健康の保持・増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、健康増進計画「健康徳島21（第三次）」の策定を進めているところです。

このたび、徳島県としての計画の「素案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和5年12月7日（木）～ 令和6年1月5日（金）（必着）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

④持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く））



3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 保健福祉部 健康づくり課 健康プロジェクト担当

電話：088-621-2208 FAX：088-621-2841

メールアドレス：kenkouzoushinka@pref.tokushima.jp

（提出方法について）徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話：088-621-2096 FAX：088-621-2862

メールアドレス：fureaikouryuu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室 行
（パブリックコメント）



Q1 「健康徳島21（第三次）」（徳島県健康増進計画）ってどんな計画？

本県の健康増進計画「健康徳島21」は、県民の健康増進を図ることを目的に、健康増進法に基づき、平成13年3月に策定し、その後見直しを行ってきました。

令和5年5月に告示された国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（健康日本21（第三次））を踏まえ、糖尿病をはじめとする生活習慣病対策のより一層の推進を図るため、「健康徳島21」を改定するもので、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を目指した県民総ぐるみによる健康づくりの推進を図ります。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

「健康徳島21（第三次）」について、記述内容の修正案や、新たな記述が必要と思われる事項などに関して、具体的なお意見、ご提案をお寄せください。

（ → 別添資料を参照してください。）



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。